

徳島県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月9日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
上福井土地改良区
- 2 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	中 田 重 利	阿南市那賀川町苅屋548-2